

議案第45号

備前市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

備前市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市水道事業給水条例の一部を改正する条例

備前市水道事業給水条例(平成17年備前市条例第211号)の一部を次のように改正する。

第5条及び第43条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第46条中「第45条」を「前条」に改める。

第47条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第45号参考資料  
備前市水道事業給水条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給水装置の工事の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、修繕に限り、口頭で届け出ることができる。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(開栓の費用)</p> <p>第46条 第44条の給水の停止及び<u>前条</u>の給水装置の切り離しの処分を解除し、開栓する場合は、その処分に要した費用を当該使用者等から徴収する。</p> <p>(過料)</p>	<p>(給水装置の工事の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、修繕に限り、口頭で届け出ることができる。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(開栓の費用)</p> <p>第46条 第44条の給水の停止及び<u>第45条</u>の給水装置の切り離しの処分を解除し、開栓する場合は、その処分に要した費用を当該使用者等から徴収する。</p> <p>(過料)</p>

<p>第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けず、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けず、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p>
--	--